



家族や地域で高齢者を見守りましょう!

みんなで防ごう!

消費者トラブル

こんなトラブルにご用心!

ひとりで決めない! 悩まない!!



皆さんから寄せられた相談事例をご紹介します
詳しくは中面をご覧ください

支払う前にまず相談。

滋賀県消費生活センター

1 気づきのポイント こんな様子 見かけたことありませんか?

身の回り	短期間に物が増えた 不自然な修理・リフォームがしてある	出入り	見慣れない人や車が入り出している 急に親しい人ができたようだ
関心	投資などに関心を持ち始めた 靈感・祈禱などに関心を持ち始めた	外出	外出が急に増えた 業態のわからない店や会場に入り出している
お金	急に節約を始めた お金に困っている様子がみられる	その他	たくさんの郵便物が届いている 電話におびえている

2 本人に事情を確認 「おたがいさま」「明日は我が身」という気持ちで声かけを

3 消費生活に関する悩みや困りごとがある時は消費生活センターにつなぐ

- トラブルにあっていたら相談を勧める。
本人が一人で相談するのが不安な場合は付き添ってあげるとよいでしょう。
- 被害がなかった場合も情報提供する。
集まった情報から法律改正や製品の改善、悪質業者の処分につながることもあります。一人一人の行動で社会を動かすことができます。



滋賀県消費生活センター ●相談時間/月曜日～土曜日 午前9時15分～午後4時(祝日・年末年始は除く)
〒522-0071 彦根市元町4-1 (JR彦根駅 徒歩5分)

☎ 0749-23-0999

FAX 0749-23-9030 ●ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

消費生活センターでは、納得できない請求や
買い物・契約のトラブル、製品事故や多重債務
などのご相談をお受けします。

●消費者ホットライン

☎ 188 (局番なし)

(センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。)

切り取ると
カードサイズになります



事例で学ぶ
こんなトラブルにご用心!!

ネット通販詐欺

「代金を払ったのに商品が届かない」「届いた商品が偽物のようだ」など

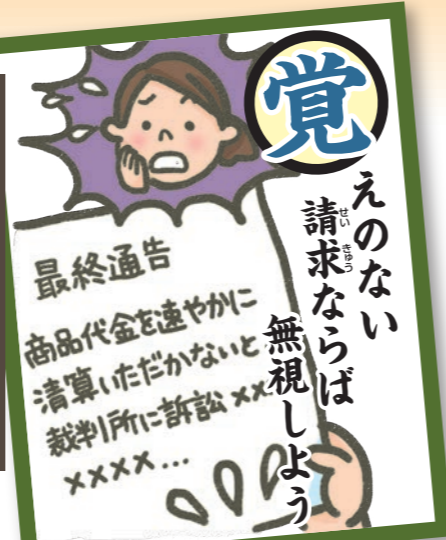


- ・業者の所在地や電話番号を事前に確認する。
- ・メールアドレスしかないサイトは危険。
- ・代金の前払は避ける。



架空請求

過去に利用した業者に未払いがあったと勘違いさせる手口。実際に存在する有名企業の名前をかたることもある。
「裁判」「訴訟」「差押」など、ドキッとさせる言葉で不安をあおる。



- ・「早急に連絡するように」と書かれていても、絶対に連絡しない。

点検商法

「無料で点検する」と訪問。契約を急がせる業者には要注意。



- ・見知らぬ業者は家にあげない。
- ・「いりません」と伝え、相手にしない。
- ・「今だけ値引き」と契約を急がされても、他社と相見積もりをとり、まずは身近な人と相談する。



買え買え詐欺 (劇場型勧誘)

「パンフレットが届いた方しか買えない商品です、高値で買取るので買っておいってください」などと言うが、お金を払うと連絡がつかなくなる手口。



- ・「話だけなら」と思っても、話すうちに個人情報を聞き出されることがあるので、電話はすぐに切る。
- ・電話は留守番電話にしておき、必要な電話だけ出るようにする。

オンラインゲーム高額請求

「大人のクレジットカードを使って、子どもがゲームでアイテムを買い続け高額な請求が来た」など



- ・大人はゲームの仕組みを理解し、料金やルールについて子どもと話し合う。
- ・クレジットカードの管理には十分注意する。
- ・ゲーム機やスマホなどに大人が入力したクレジット情報が残っている場合がある。

トラブルから身を守るポイント

急がせる契約は要注意! 契約前に、家族や消費生活センターに相談。

うまい話はまず疑う。

「いりません」「お断りします」とはっきり言う。

だまされてもあきらめない。

個人情報を教えない。

みなさんから寄せられた消費者トラブル情報は、集約することで、今後の被害防止に活かされます。情報提供をお願いします。

催眠 (講習会) 商法

「粗品プレゼント」などで人を集め、場の雰囲気や勢いに乗せられ、高額商品を買ってしまう。



- ・景品につられて安易に会場に入ったりしないようにする。
- ・本当に必要なものか十分に考え、家族やまわりの人に相談して、契約は慎重に!

訪問購入 (押し買い)

「不用品の買取」などと言って訪問。勝手に上がり込み、貴金属などを強引に買い取る手口。

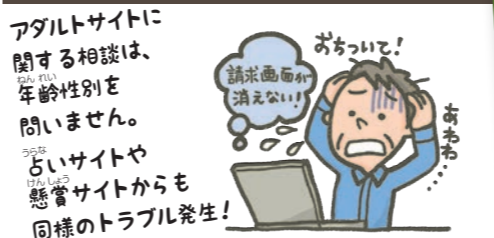


- ・売る気がなければきっぱり断り、業者を家に入れない。
- ・売る時は、必ず契約内容やクーリング・オフについて書かれた書面を貰う。



ネットトラブル

「18歳以上にOKを押したらアダルトサイトに登録されて請求がきた」など



- ・個人情報を知られる可能性があるので業者には絶対連絡しない。



消費者トラブルに関する相談は
滋賀県消費生活センターへ
☎0749-23-0999
月曜日～土曜日 午前9時15分～午後4時 (祝日・年末年始は除く)
消費者ホットライン **☎188** (局番なし) 携帯電話からは
センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。
滋賀県消費生活センター 検索



クーリング・オフが適用される場合もあります。